

○議長（小林哲雄）

日程第13 発議第1号 開成町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

趣旨説明を提案議員に求めます。

高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

それでは、発議第1号 開成町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、説明いたします。

初めに、改正の概要について説明します。旅費日当を支給しないこととする附則の規定は、これまで毎年、年度を更新する改正を行ってきましたが、依然として町財政状況が厳しいこと、また現状では全国的にも日当支給が復活するような状況になることは考えにくいことから、町職員に対する規定と同様に、状況の変化があるまでは現行の措置を継続することとしたものです。また、あわせて、附則中の不要になってしまっていた部分の削除等の整理を行うものです。

それでは、表紙をご覧ください。まず、朗読させていただきます。

発議第1号 開成町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び開成町議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成26年3月4日、提出者、開成町議会議員、高橋久志。賛成者、同じく下山千津子、賛成者、同じく菊川敬人。

提案理由。町の財政状況を勘案し経費の節減を図るため、開成町議会議員の旅費日当を当分の間、支給しないこととしたいので、開成町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を提案いたします。

1枚おめくりください。

開成町条例第 号。

開成町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

開成町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和40年開成町条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

まず、見出し中の「旅費日当」を「費用弁償」に、本文2行目の「旅費」を「費用弁償」に改めます。これは、条例本則第6条の規定では見出しも「費用弁償の額」であり、条文中も「費用弁償」として別表第2に定める額となっていますので、本則の規定にあわせて「費用弁償」で統一するものです。

次に、冒頭の概要説明のとおり、日当を支給しない措置を当分の間、継続するために、改正前の本文冒頭の「平成25年度に限り」を削り、「支給しない」の前に「当分の間」、これを追加することにした。

次の改正前の「支給しない」以降の部分は、平成18年に行った改正時点で不要となっていた部分ですので、今回の改正にあわせて削除するものです。

最後に、今回の改正の附則ですが、平成26年4月1日から施行するとしたものです。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

7番、茅沼隆文議員。

○7番（茅沼隆文）

7番、茅沼です。

本件は議会運営委員会の中で検討されたことだろうと思いますけれども、冒頭の説明の中で状況の変化があるまでの間というふうに申し上げられましたが、状況の変化があるまで、この状況の変化というのは、どういうふうに捉えられているのか、ご答弁をお願いします。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

この関係については、町の関係も当分の間という形でなっております。今、質問されました状況の変化、財政的に厳しいということで、説明でもちょっと触れましたけれども、ご承知のように開成町、財政力指数については1.0以下、こういうことで、交付税その他もいただかざるを得ないと。こういった勘案をいたしまして今回提案しているということで、ご理解願えればありがたい。

○議長（小林哲雄）

茅沼議員、いいですか。

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

今日の提案、委員長からの提案理由、理解するところなのですが、内容の中では「当分の間、これを」という曖昧な部分の中での明記、これも社会情勢の中ではいたし方ないという部分は理解しているのですが、議運の中で議論する中でも、今後、配慮してもらいたい1点というのが、我々、当選して4年という中の任期の中で議員活動というものはやっているのもので、当分の間となると次の改選のときの部分まで制約する部分があるので、できれば、自分が、もし、そこにいれば、提案として、例えば、任期中の部分に制限をしたりとか、そういう配慮が提案としてできたのかなというふうに考えるところですが。議運の中で議論している中では、そこら辺の話が出たのか。仮に出ないのであれば出ないで、これは理解するところなのですが、そこら辺の配慮を今後していったほうがいいのではないのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○２番（高橋久志）

今の質問は、私も理解する点はございます。この件に関して、議会運営委員会等でもいろいろな形で検討させていただいた。今までは、お話ししたように、毎回、経済情勢あるいは状況にあわせて、その都度、変えてきた経過がございます。これらを踏まえて、町の行政と同様に当分の間と。今、お話の件については、議員の改選等については、そこは検討素材にも乗らなかったということで、言われるような状況はわかりますので、一つの検討材料かなと受けとめております。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑はございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論がないようですので、採決を行います。

発議第１号 開成町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって可決いたしました。